



鹿児島県都市計画基本方針

策定 H15.3
改定 H21.3, H31.3

1 鹿児島県の都市計画区域の現況と課題

■ 鹿児島県の都市計画区域の現況 (平成 30 年 3 月現在)

- 都市計画区域：19 市 16 町 56 都市計画区域，面積 約 205,423ha
- 区域区分：鹿児島県都市計画区域・・・当初決定(昭和 46 年)，定期見直し(4 回)，随時見直し(5 回)
- 用途地域：19 市 8 町 38 都市計画区域，面積 約 22,963ha
- 都市計画道路：都市計画決定済延長 約 1,072km，改良率 77%
- 都市公園：都市計画決定済面積 約 1,745ha，都市公園供用面積 約 1,379ha，供用率 79%
- 汚水処理：汚水処理人口普及率 80.1%
 - ◇ 公共下水道
都市計画決定済面積 約 17,160ha，下水道処理人口普及率 42.0%〈全国 78.8%〉
 - ◇ その他(都市計画区域外を含む)
農業集落排水施設等処理人口普及率 2.5%，浄化槽処理人口普及率 35.3%
コミュニティ・プラント処理人口普及率 0.3%
- 土地区画整理事業
都市計画決定済面積 約 4,642ha，施行済面積* 約 4,740ha (*都市計画決定以外の面積を含む)

■ 鹿児島県の都市計画区域の課題

- 人口減少，超高齢社会への対応
人口減少や超高齢社会に対応した誰もが安心して暮らせる都市づくりが求められています。
- 広域的な交流ネットワークの構築
都市機能の適切な分担と合わせて，広域的な交流ネットワークの構築が求められています。
- 活力ある都市づくり
個性を生かした魅力ある都市づくりが求められています。
中心市街地の衰退，低未利用地や空き店舗が増加し，都市のスポンジ化が進行しています。
- 安心安全に暮らせる都市づくり
本県特有の地理的条件により，災害が多発しています。
子供からお年寄りまで，あらゆる人々が利用できるよう，ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共空間の形成が求められています。
- 自然的環境の整備・保全
環境負荷の少ない都市づくりが求められています。
都市における良好な緑の保全・創出や良好な水環境への回復が求められています。
- 良好な都市景観の形成
建築物の高層化や沿道型商業施設の展開，屋外広告物の乱立により，都市の景観が大きく変貌しつつあります。
地域の特性を生かした美しい都市景観づくりが求められています。

2 鹿児島県の都市を取り巻く環境の変化

■ 時代潮流

- 人口減少・少子高齢化の進行
- 経済のグローバル化の進展
- 高度情報化・技術革新の進展
- エネルギー・環境問題への対応
- 国土強靱化・災害リスクへの対応
- 価値観・ライフスタイル等の変化
- 地域のつながりの変化
- 地方分権の進展

■ 社会的ニーズ

- 人口減少社会、超高齢社会への対応
- 環境負荷の少ない持続可能な社会の実現
- 安心・安全に暮らせる地域づくり
- 人・モノ・情報等の移動を支えるネットワークの構築
- 良好な都市景観の形成
- 多様な主体との連携・協働

3 鹿児島県の都市計画が取り組む方向

■ 快適な生活環境の創出

- ・居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実を誘導する立地適正化計画の作成を進め、身近な範囲で日常生活が可能な都市づくりを図ります。
- ・自然的環境の整備・保全を図ります。
- ・機能的な都市活動を確保した環境負荷の少ない都市づくりを図ります。

■ 安心・安全に暮らせる都市づくり

- ・災害に強い安心・安全な都市づくりを図ります。
- ・高齢者や子育て世代にやさしい都市づくりを図ります。

■ 交流ネットワークの構築及び活用

- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、九州新幹線、空港、港湾等の整備を通じた地域間交流の強化を図るとともに、都市拠点整備を通じた交流促進を図ります。
- ・災害に強い安全な県土形成のための道路ネットワークの形成を図ります。
- ・ICTなどの技術革新の進展に対応した都市づくりを図ります。

■ 魅力ある都市の創造

- ・都市の個性の創出を図ります。
- ・都市の再生を図ります。
- ・中心市街地の活性化を図ります。
- ・良好な都市景観の形成を図ります。

■ 住民参加の都市づくり

- ・住民協働型都市づくりを図ります。
- ・都市計画及び景観計画についての提案制度の適切な運用等を図ります。

4 鹿児島県都市計画の基本目標

(1) 都市づくりの基本理念

活力にあふれ個性とうるおいのあるまちづくり

鹿児島県には、南北 600 キロメートルに及ぶ広大な県土に、美しい自然・歴史・文化を感じさせる魅力ある資源が豊富にあります。その県土面積の約 2 割に 56 の都市計画区域が定められ、県人口の約 8 割が居住しています。

都市計画区域の規模は、人口 50 万人を超える鹿児島都市計画区域、人口 5 万人を超える 4 区域があり、人口 1 万人未満の小規模な区域もあります。

このような状況を踏まえ、県土の均衡ある発展を図る観点から、県内の各都市が相互に連携しあうネットワーク型県土の形成を目指す必要があります。

それぞれの都市計画区域では、都市活力の低下、低未利用地の増加、中心市街地の衰退、交通混雑や環境問題の発生等、様々な都市問題が発生しています。

また、今後さらに進行する人口減少、超高齢社会にあっては、公共交通網など既存の都市機能ストックを有効活用することにより、過度の自動車依存からの脱却や自然環境への負荷の抑制、市街地内におけるコミュニティの維持、様々な都市機能の集約など、持続可能なコンパクトな都市づくりを進めていく必要があります。

これらのことから、本県では、コンパクトな都市づくりを進めながら、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指します。

◆コンパクトな都市づくりのイメージ

コンパクトな都市づくりとは

中心市街地や鉄道駅周辺など、既存の各種都市機能の集積のある地区を中心として、土地利用密度を高めることや、住宅をはじめ、商業、行政、医療、福祉、教育、娯楽等の多様な用途を集積した土地利用を実現することにより、より身近なところで日常生活ができるような市街地を形成すること。



資料：県土木部

(2) 県土レベルの基本目標

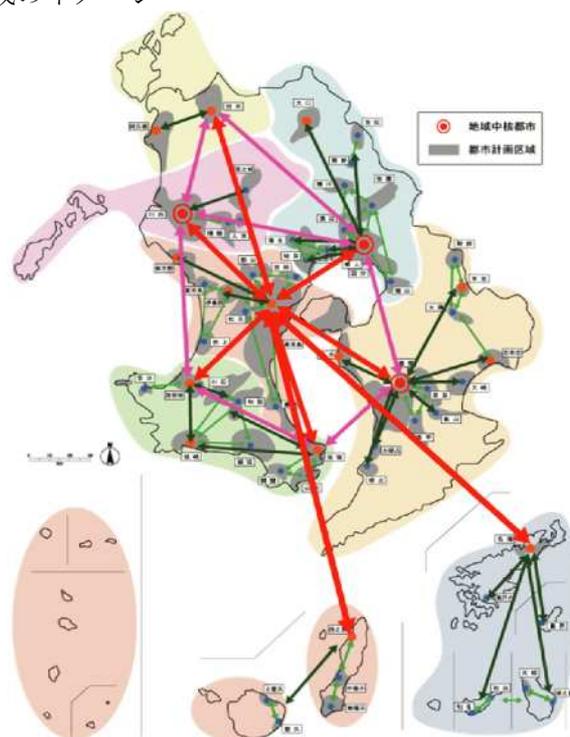
交流連携で活力あるかごしま県土づくり

本県では、人口 60 万人規模の県都鹿児島市及び人口 10 万人規模の地方中心都市が複数あります。

県土構造としては、県土の均衡ある発展を図る観点から、個性ある機能分担を図りながら地域の中心都市を育成するとともに、今後、県内のあらゆる地域が十分に活性化しうよう、県土レベルでは県都鹿児島市を中心とする基幹都市圏と地方都市圏（地域の中心都市を核とする圏域）が連携し合い、地方レベルでは地域の中心都市と地方都市圏を構成する各都市が相互に連携しあうネットワーク型の県土の形成を目指していく必要があります。

このため、本県では、個性ある都市間の交流ネットワークの構築を進め、それぞれの都市が交流連携し合う活力にあふれた県土づくりを進めます。

◆ネットワーク県土形成のイメージ



(3) 都市レベルの基本目標

今後の鹿児島県の都市づくりを進めるにあたり、都市づくりの基本理念のもと、本県の都市レベルの基本目標として、以下の5つを掲げます。

○ かごしま個性都市づくり

地域固有の伝統・文化・歴史・自然・景観等を活かし、地域に根ざした個性ある都市づくりを目指します。

○ かごしま活気都市づくり

人口減少、超高齢社会などの社会環境の変化に対応するために、居住や都市機能を集約・誘導し、コンパクトな都市づくりを進め、中心市街地の活性化や都市の再生を図り、活気ある都市づくりを目指します。

○ かごしま安心安全都市づくり

秩序ある市街地の形成や災害にも強く快適な都市基盤の整備に努めるとともに、公共空間においては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた暮らしやすい安全な都市づくりを目指します。

○ かごしま環境共生都市づくり

機能的な都市活動を確保した環境負荷の少ないコンパクトな都市づくりを通じて、循環型社会に対応した都市の再生を行い、豊かで美しい自然を守りながら、人と自然が共生する環境にやさしい都市づくりを目指します。

○ かごしま住民協働都市づくり

行政、住民、事業者、まちづくり団体等の多様な主体の連携・協力のもと、都市づくりを進める住民協働型都市づくりを目指します。

5 鹿児島県都市計画の基本方針

(1) 都市計画区域指定に関する基本的な方針

■ 都市計画区域の指定・変更

都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤・通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性、現在の都市計画の適用状況から総合的に判断し、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域について、市町村の意見を聴きながら指定・変更します。

■ 市町村合併を踏まえた都市計画区域の再編

市町村合併後の都市計画区域の再編については、合併後の総合計画や都市計画基礎調査の結果等を踏まえて、広域的な観点から市町村の意見を聴きながら検討します。

■ 準都市計画区域の指定・変更

都市計画区域外において相当数の住宅等の建築が現に行われ、用途の無秩序な混在が進む恐れがある地域については、市町村の意見を聴きながら、準都市計画区域として指定することを検討します。

■ 都市計画区域の廃止

都市計画区域は、将来的に都市計画制度の適用を必要としない場合以外、廃止は行わないものとします。

(2) 区域区分の決定に関する基本的な方針

■ 区域区分を設定している都市計画区域

既存の線引き都市計画区域においては、区域区分制度を維持するとともに、合併により同一市となった旧町においては非線引き都市計画区域を当面は併存させることとしますが、合併後の市街化や人口の動向等を勘案し、今後、見直しを検討することとします。

■ 区域区分を設定していない都市計画区域

基本的に区域区分制度は導入せず、用途地域などの土地利用制度により適切に対応していきます。

(3) 土地利用に関する基本的な方針

人口減少・超高齢社会に対応して、土地利用と基盤施設の整合が図られたコンパクトな都市づくりを進める必要があることから、立地適正化計画の作成を進めるとともに、地域の拠点形成、土地の有効・高度利用、市街地内外での自然的環境の整備・保全を図ります。

■ 市街地における土地利用の方針

- ・ 中心市街地では、都市機能誘導区域等を定め、土地の有効・高度利用により、都市の活性化を進めます。
- ・ 周辺市街地では、居住誘導区域等を定め、地域地区の活用による良好な市街地環境を創出します。また、地域の実情に応じ、地区計画等によるきめ細やかなまちづくりを進めます。
- ・ 都市のスポンジ化対策として、低未利用地の集約や利用に向けた働きかけを行い、適切な土地利用を進めます。

■ 郊外部における土地利用の方針

- ・ 郊外部においては、市街地の拡散を防ぐような土地利用施策を進めます。
- ・ 市街化調整区域では、開発許可などの運用を図りながら、環境の保全と集落部の活力の維持を図ります。
- ・ 非線引き用途白地地域においては、特定用途制限地域の活用や建築形態の規制の運用等により良好な環境を維持します。

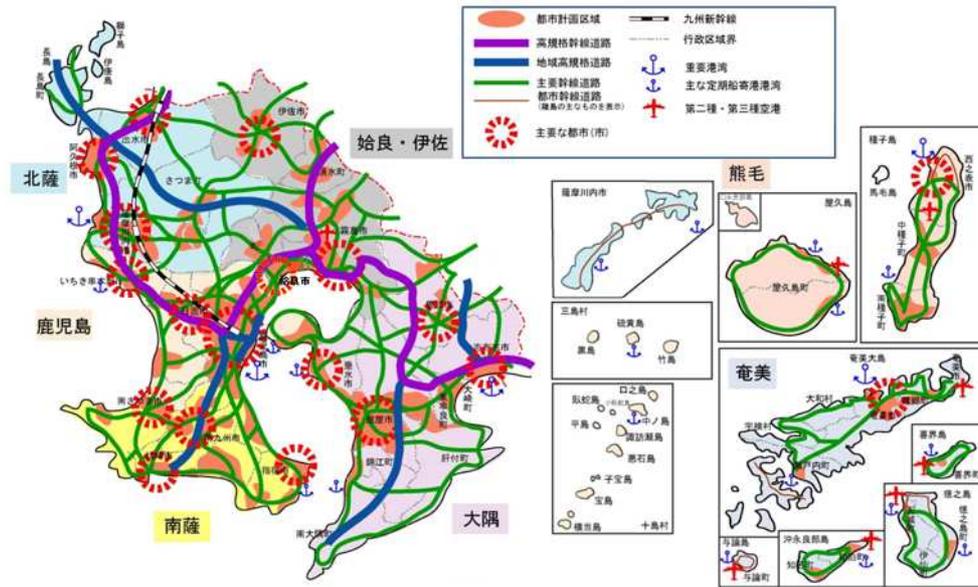
(4) 都市施設整備に関する基本的な方針

都市の骨格を形成する道路、下水道、公園などの基盤施設については、機能的な都市活動を確保するため、土地利用や他の都市施設等の計画と総合性・一体性を確保しながら整備を進め、既存施設の機能保全に努めます。

■ 交通体系の整備方針

○ 広域的な交通体系

主要幹線道路等の整備や主要な港湾、空港の機能を向上させ、広域的な交通体系を整備し、都市間や都市と農山漁村との交流・連携を強化することにより、交流ネットワークの形成を図ります。



○ 都市内交通体系

将来の都市像と整合のとれた都市内の体系的な道路空間の整備を進めるとともに、自動車交通に過度に依存しない都市づくりを行うため、公共交通、自転車、徒歩など、交通手段の多様性が保たれた良好な都市環境を形成する必要があります。

- ・ 中心拠点や生活拠点が、利便性の高い公共交通で結ばれた多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に努めます。
- ・ 都市内道路の整備は、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、歩行者優先の空間形成を図ります。また、無電柱化等による美しい街並みの形成に努めます。
- ・ 駅などの交通結節点における交流機能の充実を図ります。
- ・ 災害時にも対応できるオープンスペースと緊急輸送道路としての整備を図ります。

■ 下水道及び河川の整備方針

○ 下水道

公共下水道については、農業集落排水事業や合併処理浄化槽等の施策との役割分担を行い、都市内の快適な生活環境、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため整備を進めます。

○ 河川

災害に強い都市づくりを進めるため、総合的な治水対策を進めます。

また、河川は重要な景観・観光資源でもあることから、生態系などの河川環境に配慮しながら、適切な活用や水辺へのアクセス性の向上など、都市づくりと一体となった水辺空間の整備を進めます。

■ その他の都市施設整備方針

ごみ焼却場、市場、と畜場、火葬場等の供給、処理施設は、都市生活に欠くことのできない施設であり、環境に十分配慮し、広域的な視点から適正に配置を進めます。

(5) 市街地整備等に関する基本的な方針

■ 既成市街地の整備方針

既成市街地においては、土地の有効・高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図る地区や大規模土地利用転換が見込まれる地区等について適切な「市街地開発事業」の手法の導入を検討し、都市の再生・再構築を図ることにより、コンパクトな都市づくりを進めます。

■ 周辺市街地の整備方針

周辺市街地においては、都市基盤が整った個性とうるおいのある都市づくりを進めるために、地域住民の合意形成を図りながら「土地区画整理事業」や「地区計画」の手法の導入を検討します。

(6) 自然的環境の整備又は保全に関する基本的な方針

本県の貴重な自然や自然的環境を未来への資産として継承できるよう整備・保全に努めます。

■ 自然的環境の保全の方針

都市に憩いと安らぎをもたらす貴重な市街地の緑地について、風致地区制度や特別緑地保全地区制度、市民緑地制度などを活用して保全します。

■ 公園・緑地の整備方針

- ・ 広範囲な人々が利用する広域公園等を整備するとともに、市街地における身近な公園・緑地の整備を進めます。
- ・ 緑豊かなうるおいのある公園・緑地等の整備を進めるとともに、水辺空間の質的向上や水辺へのアクセス向上等により、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・ 日常のレクリエーション活動の場となり、災害時には避難地等となる公園や緑地については、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、適正な配置と整備を進めます。

(7) 景観形成に関する基本的な方針

- 桜島・錦江湾などを活かした都市景観を形成します。
- 美しくうるおいのあるまちなみ景観を形成します。
- かごしまらしい地形や自然を活かした景観を形成します。
- かごしまらしい歴史・文化を継承します。

本県は、雄大で美しい自然、地域固有の歴史や文化など多彩で豊かな景観に恵まれているものの、近年の社会情勢の変化の中で、都市の景観は大きく変貌しつつあります。

地域の活力を維持し、持続可能な成長を図っていくためには、地域固有の資源である美しい景観を守り育てながら、魅力ある都市づくりを進めていくことが必要です。

- ・ 美しさと風格を備えたかごしまらしい都市景観を形成するため、市町村の景観計画策定等への助言及び支援を行うとともに、建築物等の高さ、形態・意匠などについて規制・誘導します。
- ・ まちなかにおける身近な緑の保全・創出、屋外広告物の規制・誘導、無電柱化の推進、景観に配慮した公共施設の整備などを行います。
- ・ 美しい景観の形成にあたっては、行政、住民、事業者、まちづくり団体等が共通の意識を持ちながら、様々な取組を継続的に行っていくための仕組みづくりを進めます。

都市計画区域

都市計画法に基づき、市又は人口、就業者数など一定の要件を満たす町村において、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として県が指定する区域。

都市計画区域では、用途地域や道路・公園などの都市計画を定め、土地利用の適正な規制・誘導や都市計画事業等による都市施設の整備を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。

準都市計画区域

将来、一定の開発行為や建築行為又はその発生が見込まれる都市計画区域外の区域について、居住環境の保全や環境悪化の防止等を目的として県が指定する区域。

準都市計画区域の指定により、用途地域等の地域地区を決定できるほか、開発許可制度や建築基準法の集団規定が適用される。

都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称。都市計画区域マスタープランは、都市計画区域の人口や産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大まかな道筋を明らかにするもので、都市計画区域ごとに、①都市計画の目標、②区域区分（線引き）の要否及び区域区分を行う場合はその方針、③その他主要な都市計画（土地利用、都市施設及び市街地開発事業）に関する決定の方針を定める。

区域区分（線引き）

都市計画区域の中を市街地として積極的に開発・整備する区域すなわち、既に市街地を形成している区域及び10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図る「市街化区域」と、これに対して市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分する（いわゆる「線引き」をする）制度。開発許可制度と連動して運用され、市街化調整区域においては開発や建築活動に強い規制がかかる。

地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現するもので、用途地域など①用途及び容積率制限に係るもの、高度地区など②用途地域と連動して建築物の形態や構造に係る規制を行うもの、臨港地区など③地区の個別的な位置付け、目的に応じた規制を行うものに大別される。

用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うもので、住宅系、商業系、工業系など13種類に区分し定めるもの。

非線引き用途白地地域

都市計画区域のうち、区域区分が適用されていない区域を「非線引き都市計画区域」と呼び、非線引き都市計画区域のうち、用途地域が定められていない地域を「非線引き用途白地地域」と呼ぶ。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。

地区計画

それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを市町村が定める地区レベルの都市計画。具体的には建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、景観にすぐれた良いまちづくりを進める手法。

高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。昭和 62 年道路審議会の答申に基づき全国 14,000km の高規格幹線道路網が決定されている。

市街地開発事業

都市基盤の整備と計画的な土地利用を面的に行い、良好な市街地を形成する事業のこと。都市基盤が未整備な市街地や市街化が予想される区域を対象に健全な市街地の形成を図る「土地区画整理事業」や、中心市街地等を対象に、地区を再整備し魅力と賑わいのある都市づくりを図る「市街地再開発事業」等がある。

ユニバーサルデザイン(Universal Design)

高齢者を含むできる限り全ての人が安全かつ快適に利用できるように公共施設や建物、製品などをデザインするという、バリアフリーをさらに進めた考え方。

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術。ICT の技術革新は著しく、すべての人とモノが様々なデバイスで常にネットワークにつながる時代であり、幅広い分野での活用が進んでいる。

立地適正化計画

都市計画区域内の区域における居住機能や医療・福祉・商業等の集積・立地（居住誘導区域、都市機能誘導区域）、公共機関の充実等に関する包括的な計画。

多極ネットワーク型コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積した中心拠点や生活拠点が、まちづくりと連携した公共交通で結ばれた都市。

なお、「コンパクト+ネットワーク」を推進し、持続可能な都市づくりを目指すという概念については、SDGs (2015 年国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」) の 17 の国際目標のうちの一つにもなっている。

都市のスポンジ化

都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象。